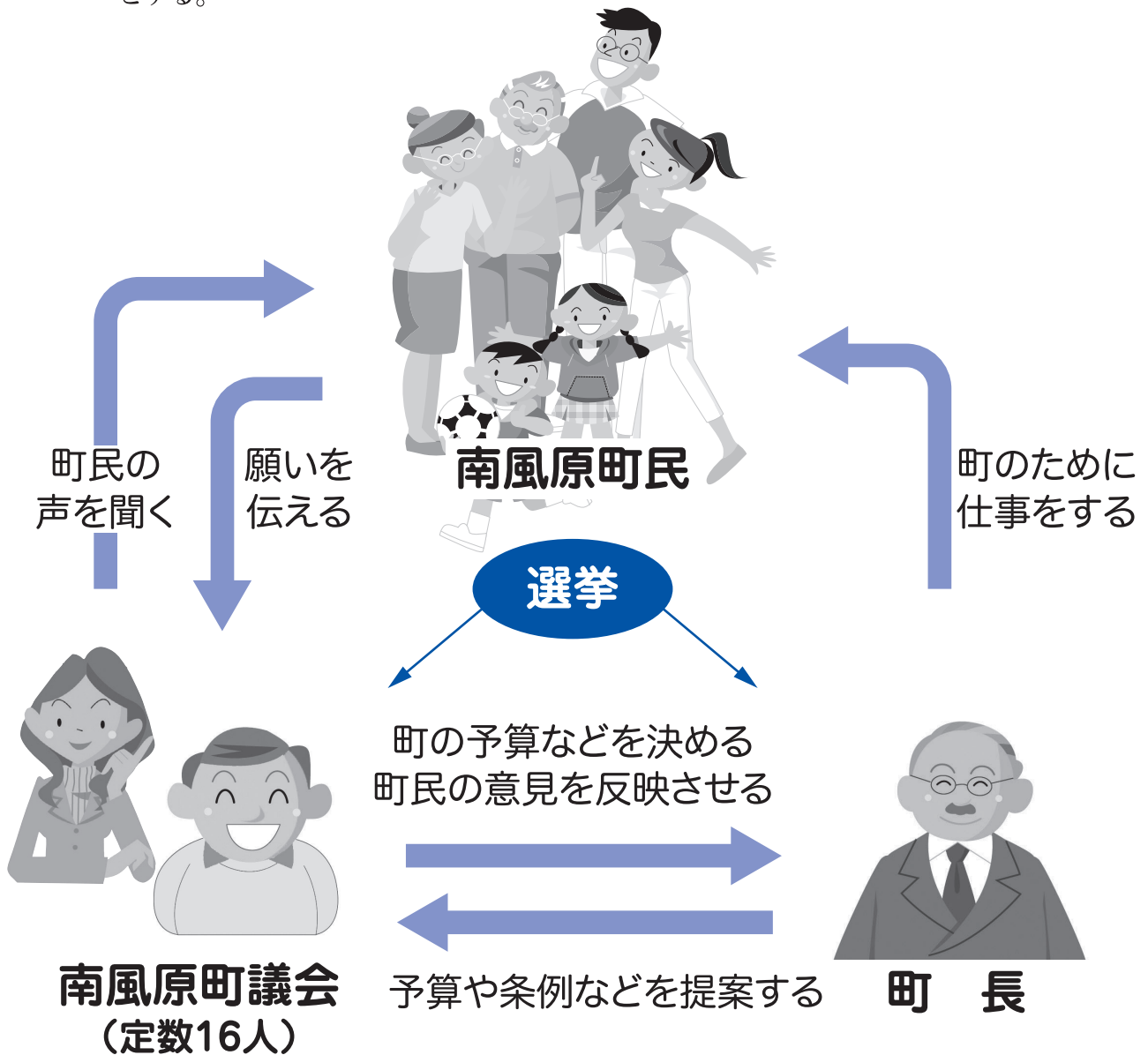


第1章 総則

(目的)

第1条

この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、町民に身近な議会として、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、町民の負託に的確にこたえ、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。



解説

この条例の制定目的は、二元代表制のもとで、議会に関する基本的なことを定め、それに基づき活動することで、町民福祉の向上と町政の発展を目指すことを述べています。町民に、健康で明るく安心して生活してもらえようという南風原町にするという目標を確実に実行するために、議会及び議員は、どのような責任を担い、どのような活動をすべきなど、議会に関する基本的な約束を定めています。